

個人、事業会社などが大量保有報告書等を提出する場合の概要(いわゆる一般報告)

大量保有者の義務

- ① 上場株券等を5%を超えて保有した場合(株券等保有割合5%超)
⇒ 5%超の保有者となった日(報告義務発生日)の翌日から起算して5営業日以内に「大量保有報告書」を提出
- ② その後、株券等保有割合が1%以上増減するなど重要な変更があった場合
⇒ 変更があった日の翌日から起算して5営業日以内に「変更報告書」を提出

株券等保有割合の計算方法

共同保有者が
いない場合

① 保有者の保有株券数(潜在株券数を含む)

② 発行済株式総数 + ③ 保有者の保有潜在株券数

共同保有者が
いる場合

①保有者の保有株券数(潜在株券数を含む) + ②共同保有者の保有株券数(潜在株券数を含む) - ①と②の重複分

③発行済株式総数 + ④保有者の保有潜在株券数 + ⑤共同保有者の保有潜在株券数 - ④と⑤の重複分

※「潜在株券数」とは、新株予約権証券等の権利の行使によって保有することができる株券等の数です。

※「発行済株式総数」は、原則として報告義務発生日の数です。不明な場合は、直近の有価証券報告書や半期報告書、金融商品取引所規則に基づく発行者の適時開示情報(決算短信を含む)又は直近の商業登記簿等に記載された数を記載しても差し支えありません。

共同保有者の
取扱い

株券等の保有者は、その株券等保有割合の算出において、以下のいずれかに該当する者(「共同保有者」)がいる場合、当該「共同保有者」の株券等保有割合も合算する必要があります。

- ① 保有者との間で、共同して株券等を取得し、又は譲渡することを合意している者
- ② 保有者との間で、共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者
- ③ 保有者との間で、一定の資本関係その他特別の関係がある者